

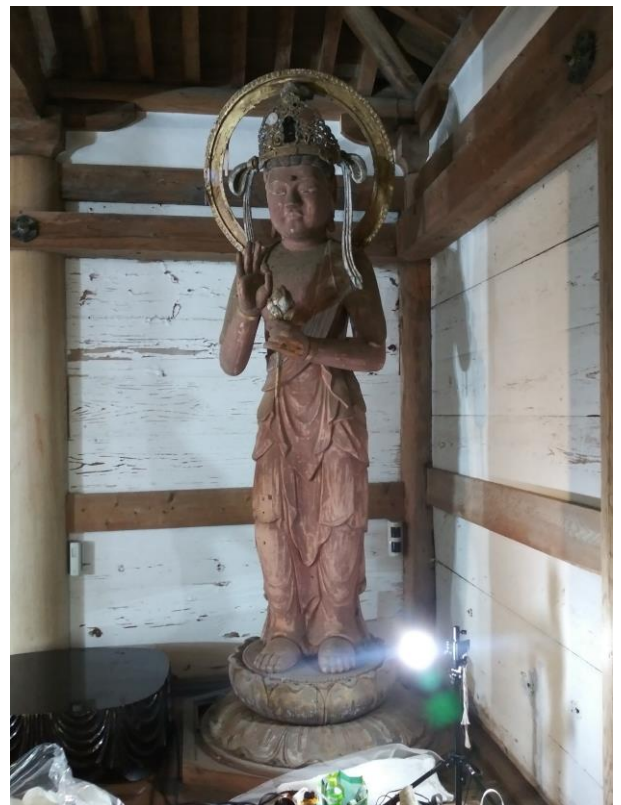
奈良県における取組

1. 未指定文化財の調査の必要性

- ◆ 文化財の保護を進めるためには、文化財の指定を積極的に行っていく必要がある。
- ◆ 本県には多数の文化財があり、調査されていない未指定文化財も多い。

(1) 彫刻

- ◆ 本県は、彫刻分野の重要文化財指定件数が全国1位であり、本県の文化財を特徴づけるものとなっている。
- ◆ 現在、彫刻担当職員が現地調査を実施し、未指定彫刻の調査を積極的に実施している。
- ◆ しかし、大型彫刻については、数は少ないが、職員が動かすことができず、調査が進んでいない。



室生寺・聖観音立像

(2) 古文書

- ◆ 本県では、平成23年8月に発生した紀伊半島大水害をきっかけとして、平成26年度から2ヶ年をかけて、市町村史から古文書リストを作成。
- ◆ 今後、作成した古文書リストを基に、全県的な所在確認調査を計画している。
- ◆ 調査結果については、市町村に提供して、未指定古文書の調査につなげていく予定。
- ◆ 市町村による古文書調査は小規模なものが多いが、財政状況も厳しく、支援が必要な状況。

2. 問題点

- ◆ 地方自治体が彫刻や古文書の調査を実施する際には、国の「史料調査事業」による補助を受けることができるが、同事業の対象は国庫補助金100万円以上のものに限られている。
- ◆ 数の少ない大型彫刻や事業規模の小さな古文書調査に活用できないため、未指定文化財の調査が進まない。

国にお願いすること

「史料調査事業」の補助対象を、小規模調査まで拡大いただきたい。